

南砺市公演 情報ガイド [ジョイント]

# Jointo 倶楽部

JOYFUL NANTO



## 会員募集!

南砺市の3つの劇場がお送りする様々なステージイベントを思いっきり楽しむための特別な会員制度【ジョイント倶楽部】！会員特典を活用していろんな文化をお得に楽しみませんか？

### 会員特典

- 南砺市 3 劇場の公演情報ガイド「Jointo (ジョイント)」や主催事業の催し物案内をお届けします。
- 南砺市 3 劇場主催公演のチケットを一般発売前に優先購入できます。(公演ごとの指定枚数まで)
- 南砺市 3 劇場主催公演のチケットが10%引きでお買い求めできます。(ただし、1 会員 1 公演につき2枚まで)

### 有効期限

ご入会日から1年後の月末まで

### 年会費

1,000円(南砺市3劇場の窓口または下記の振込口座まで)  
※口座振込の場合は、申込書を振込先の劇場へファックスで送付してください。

### お申込み & お問合せ

#### ■福野文化創造センター ヘリオス■

〒939-1576 南砺市やかた 100 TEL: 0763-22-1125

郵便振替	口座番号	00710-2-101297
	口座名義	福野文化創造センター ヘリオス
FAX		0763-22-1127

#### ■井波総合文化センター■

〒932-0231 南砺市山見 1400 TEL: 0763-82-5885

郵便振替	口座番号	00720-4-41497
	口座名義	株式会社ホクタテ高岡支社
FAX		0763-82-5609

#### ■城端伝統芸能会館 じょうはな座■

〒939-1865 南砺市城端 1046 TEL: 0763-62-5050

郵便振替	口座番号	00700-9-44930
	口座名義	南砺市城端伝統芸能会館じょうはな座
FAX		0763-62-5056

## ジョイント倶楽部 申込書

※太枠内事項をご記入ください。

会員番号	入会日： 年 月 日		
ふりがな			領収印
氏名			
住所	(〒 - )		
TEL			データ入力
			カード発行
備考			

※ご記入いただいた個人情報はジョイント倶楽部の円滑な運営及び南砺市の文化情報のお知らせに使用いたします。

## ジョイント倶楽部会員規約

(名称)

第1条 この会は、ジョイント倶楽部(以下「本会」という。)と称します。

(目的)

第2条 本会は、南砺市井波総合文化センター、南砺市福野文化創造センター及び南砺市城端伝統芸能会館(以下「劇場等」という。)が実施する音楽、演劇、演芸等の文化事業に関する情報を発信し、うるおいのある心豊かな地域生活の実現と文化の振興に寄与することを目的とします。

(会員)

第3条 会員とは、本規約を承認の上、入会を申し込み、年会費を納入した個人をいいます。

2 会員資格は、前項の年会費を納入した後に発効し、1年後の月末に終了します。

3 会員には、会員証を発行します。

(年会費)

第4条 年会費は1,000円とし、劇場等が定めた方法により支払うものとします。

(会員の特典)

第5条 劇場等は、会員に公演情報紙等を無料で送ります。

2 会員は、劇場等が指定する公演等のチケットを、1事業1会員につき指定する枚数まで一般発売開始前に優先的に予約及び購入することができます。

3 会員は、劇場等が指定する公演等のチケットを、1事業1会員につき2枚まで10パーセント割引で購入できます。

4 これらの会員特典は、劇場等の窓口でのみ取り扱うものとします。

(会員証の紛失または盗難)

第6条 会員は、会員証を紛失、または盗難にあったときは、すみやかに劇場等に届け出るものとします。

2 会員が会員証を紛失、または盗難その他の事由により会員証を利用され、会員または劇場等に被害が生じた場合は、会員がその損害の責任を負うものとします。

3 会員証は、特別な事情があると認められる場合を除き再発行しません。

(届け出事項の変更など)

第7条 会員は、住所、氏名、送付先などに変更があった場合は、すみやかにその内容を劇場等に届け出るものとします。

2 前項の届け出がなかった場合、劇場等からの連絡の遅滞により生じた不利益については、会員がその責任を負うものとします。

(退会)

第8条 会員が退会するときは劇場等に届け出るものとし、チケット代など債務を完済するとともに会員証を返却するものとします。また、年度中途での退会であっても会費についてはこれを返却しないものとします。

(禁止事項)

第9条 会員は、特典で購入したチケットを任意に譲渡することはできますが、転売することはできません。万が一、社会通念を逸脱するような転売等の事実が判明した場合は、直ちに会員資格を取り消すものとします。

(規約の変更)

第10条 劇場等は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合は、劇場等はすみやかに変更事項を会員に通知するものとします。

(個人情報保護の対応について)

第11条 個人情報保護法の施行に伴い、個人情報の適正な管理と利用及び保護に努め、次の目的においてのみ利用します。

(1) 新規入会や継続申し込みの受付のため。

(2) 会員特典利用の際の資格等の確認のため。

(3) 会員資格継続等の管理のため。

(4) 会員の意向調査、データ分析やアンケートの実施等による会員特典やサービスの研究や開発のため。

(5) 劇場等が発行する情報紙やチラシ等、会員特典に関する情報提供のため。

(6) 退会や退会後の事後管理のため。

(7) その他、会員が会員特典を適切かつ円滑に利用できるようにするため。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行します。

平成23年4月1日から施行します。